

独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（案）

平成19年3月26日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 平成20年10月3日

（総則）

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則に定めるもののほか、同規則第6条の規定に基づき、この細則に定めるところによる。

第2条 国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会からの要請により行う教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況及び国立大学法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況の調査を行う。

（達成状況判定会議）

第3条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

2 当該会議は、別表第1のグループ会議及びチーム会議により構成する。

3 当該グループ会議及びチーム会議に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第15条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。

4 当該グループ会議にグループリーダー、サブリーダーを、チーム会議に主査を置き、当該グループ会議及びチーム会議に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

5 グループリーダーは、当該グループ会議の事務を掌理する。

6 サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

7 主査は、当該チーム会議の事務を掌理する。

（現況分析部会）

第4条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

2 当該部会は、別表第2の学系部会により構成する。

3 当該学系部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

4 当該学系部会に部会長、副部会長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、当該学系部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究業績水準判定組織)

第5条 委員会は、前条第1項の現況の調査に当たって、評価対象学部・研究科等の研究業績を分析するため、現況分析部会に研究業績水準判定組織を置く。

- 2 当該組織に別表第3の専門部会を編成する。
- 3 当該専門部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。

(運営小委員会)

第6条 第3条に規定するグループ会議及びチーム会議相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を必要に応じて図るため、委員会に運営小委員会を置くことができる。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第7条 委員会は、評価対象大学等からの意見の申し立てへの対応の際、必要に応じて、~~を審議するため~~、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

- 2 審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第8条 グループ会議は、グループリーダーが招集し、議長となる。

- 2 グループ会議は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 グループ会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前各項の規定は、チーム会議、学系部会及び、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「グループ会議」とあるのは「チーム会議」、「学系部会」又は、「運営小委員会」又は「審査会」と、「グループリーダー」とあるのは、「チーム主査」、「部会長」又は、「主査」又は「会長」と読み替えるものとする。また、学系部会においては、「委員及び専門委員」とあるのは、「部会長及び副部会長」に読み替えるものとする。

第9条 委員及び専門委員は、「委員会」、「達成状況判定会議」、「現況分析部会（研究業績水準判定組織を除く）」及び、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学等に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

2 「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び、「運営小委員会」及び「審査会」に係る会議は、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等を行うため、原則として会議資料を含め非公開とする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。